

ご利用料金表（1割負担分）

令和7年8月1日より

介護老人保健施設 天心ケアハイツ

《通所リハビリ》

	介護報酬1割負担分								昼食費	日用品費	日額 (6～7時間)
	1時間～2時間	2時間～3時間	3時間～4時間	4時間～5時間	5時間～6時間	6時間～7時間	7時間～8時間	入浴加算 I			
要介護1	369円	383円	486円	553円	622円	715円	762円	40円	700円	50円	1,505円
要介護2	398円	439円	565円	642円	738円	850円	903円	40円	700円	50円	1,640円
要介護3	429円	498円	643円	730円	852円	981円	1,046円	40円	700円	50円	1,771円
要介護4	458円	555円	743円	844円	987円	1,137円	1,215円	40円	700円	50円	1,927円
要介護5	491円	612円	842円	957円	1,120円	1,290円	1,379円	40円	700円	50円	2,080円

《その他介護報酬本人負担分》

- * サービス提供体制強化加算（I） 22円/日
介護福祉士が70%以上、または、勤務10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当する場合
- * 事業所が送迎を行わない場合 -47円/日
- * 科学的介護推進体制加算 40円/月
利用者の心身の状況等、基本的な情報を、LIFEを用いて定期的に厚生労働省に提出していること。
フィードバックの活用により、必要に応じて通所リハビリ計画書の見直しを行った場合。
- * リハビリテーションマネジメント加算（ロ）
リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価。LIFEを用い定期的にリハビリテーション計画書や情報等を厚生労働省に提出。フィードバックの活用により、必要に応じて計画の見直しを行った場合。
6ヶ月以内 593円/月
6ヶ月超 273円/月
- * リハビリテーション提供体制加算 24円/日
リハビリ職員を定数以上配置しており、計画に位置づけられたリハビリを行った場合。
- * 短期集中個別リハビリテーション実施加算 110円/日
退院・退所後又は認定日から3ヶ月以内に、個別リハビリを集中的に行なった場合（週2回以上）
- * 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（I） 240円/日
認知症を有する方で退院・退所後又は開始日から3ヶ月以内に、個別リハビリを集中的に行った場合（週2回、20分以上）
- * 若年性認知症利用者受入加算 60円/日
若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
- * 口腔機能向上加算（I） 月2回まで
150円/回
口腔機能の低下している方に口腔機能改善サービスを実施した場合
- * 中重度者ケア体制加算 20円/日
中重度の要介護者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえたリハビリを行った場合
- * 退院時共同指導加算 600円
リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加した場合
※天心ケアハイツ通所リハビリでは新規利用時のみの対応とする。
- * 介護職員処遇改善加算（I） 介護報酬本人負担分の総額に8.6%を乗じた金額

※各サービス共通事項

日用品費（日用品・教養娯楽費）		50円/日
日用品	白タオル、カラータオル、おしぼり、バスタオル、石鹸、シャンプー、ボディシャンプー	38円
教養娯楽品	清拭剤、ティッシュ、ペーパータオル、ウエットティッシュ、食事前エプロン、その他レクリエーション、クラブ活動や行事のために調達し提供する材料費等、各種集い費 文具用品、工作材料費、習字・園芸・手芸・歌謡クラブ活動の材料費、お茶会	12円
*日用品、教養娯楽費の品目については、契約時に利用を選択していただきます。		
*日用品、教養娯楽費は、年間総経費を延べご利用日数で按分しております。		

ご利用料金表（1割負担分）

令和7年8月1日より

介護老人保健施設 天心ケアハイツ

《介護予防通所リハビリ》

	介護報酬1割負担分	昼食費	日用品費
	月あたり定額		
要支援1	2,268 円	700円/利用回数	50円/利用回数
要支援2	4,228 円	700円/利用回数	50円/利用回数

《その他介護報酬本人負担分》

* サービス提供体制強化加算（I）

介護福祉士が70%以上、または、勤務10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当する場合
 要支援1 88 円/月
 要支援2 176 円/月

* LIFEへの情報提出（厚生労働省へ利用者ごとの情報を提出）

定期的に関護リハビリテーション会議の実施、利用者ごとにリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出。

利用者に状態の変化に応じて見直しを行った場合。 減算なし

上記要件を満たさず、12か月を超えて予防通所リハビリを利用する場合 要支援1 -120 円/月

要支援2 -240 円/月

* 科学的介護推進体制加算

40 円/月

利用者の心身の状況等、基本的な情報を、LIFEを用いて定期的に厚生労働省に提出していること。

フィードバックの活用により、必要に応じて通所リハビリ計画書の見直しを行った場合。

* 口腔機能向上加算（I）

口腔機能の低下している方に口腔機能改善サービスを実施した場合 150 円/月

* 介護職員処遇改善加算（I） 介護報酬本人負担分の総額に8.6%を乗じた金額

※各サービス共通事項		
日用品費（日用品・教養娯楽費）		50 円/日
日用品	白タオル、カラータオル、おしぼり、バスタオル、石鹸、シャンプー、ボディシャンプー	38 円
	清拭剤、ティッシュ、ペーパータオル、ウエットティッシュ、食事用エプロン、その他	
教養娯楽品	レクリエーション、クラブ活動や行事のために調達し提供する材料費等、各種集い費	12 円
	文具用品、工作材料費、習字・園芸・手芸・歌謡クラブ活動の材料費、お茶会	
* 日用品、教養娯楽費の品目については、契約時に利用を選択していただきます。		
* 日用品、教養娯楽費は、年間総経費を延べご利用日数で按分しております。		